

・ ・ ・ 2026年度 ・ ・ ・
(令和8年度)

重要事項説明書



しょうとうかい
社会福祉法人 松 稻 会
マザーシップ船場保育園



2026年度 マザーシップ船場保育園 重要事項説明書

保育提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 松稲会
所 在 地	大阪市住吉区浅香1丁目8-38
電話番号	06-6696-1177
代表者氏名	理事長 葛西 得男

2 利用施設（本園）

施設の種類	保育所
施設の名称	マザーシップ船場保育園
施設の所在地	大阪市中央区南久宝寺町2-1-9 船場メディカルビル2F
連絡先	電話番号06-4964-0717 FAX 06-4964-0710
管理者	園長 川西 理沙
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 12人 1歳児 18人 2歳児 19人 3歳児 20人
利用定員	満3才以上の児童 18人 満1歳以上3才未満の児童 33人 満1歳未満の児童 12人
開設年月日	2010年1月1日
事業所番号	2710051002709
ホームページ	http://www.mothershipcare.com/

利用施設（分園）

施設の種類	保育所
施設の名称	マザーシップ船場保育園東
施設の所在地	大阪市中央区南久宝寺町2-1-6 新和興産ビル2F
連絡先	電話番号06-6263-0272 FAX 06-6263-0271
管理者	園長 川西 理沙

対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	4歳児 19人 5歳児 18人
利用定員	満4歳以上の児童 36人
開設年月日	2012年2月1日
事業所番号	2710051002709

3 施設の目的・運営方針 マザーシップ船場保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

敷地		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 9階建てのうち、2階
	延べ面積	338.6㎡
園庭		無 久宝公園

主な設備（本園）

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	らっこ組（0歳児クラス）
ほふく室	1室	
保育室	2室	ぺんぎん・いるか組（満1・2歳児クラス）、とびうお組（満3歳児クラス）について各1室
調理室・調乳室	2室	
事務室	1室	

トイレ	2室	
職員室	1室	
倉庫	2室	
エントランスホール	1室	
その他		

施設（分園）

敷地		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 10階建てのうち2階
	延べ面積	97.2㎡
園庭		無 久宝公園

主な設備（分園）

設備	部屋数	備考
保育室	2室	まんぼう組（満4歳児クラス） とくじら組（満5歳児クラス） について各1室
調理室・授乳室	1室	
トイレ	1室	
その他		

5 提供する保育等の内容 当園は、保育所保育指針（2018年4月1日厚労省告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供 下記8に記載する時間において、保育を提供します。

（2）園の特色

当園は、モンテッソーリ教育の専門指導者を迎えて、園児の発達段階に合わせた様々な教具、玩具を用いた教育を取り入れるとともに、関連の職員研修を実施して保育士のスキルの向上に力を注いでいます。アート教育にも力を入れ、日本臨床美術協会認定の専門講師による創作芸術の実践を進めています。描くことや造ることを通して園児の創造力を育みます。また作品の相

互鑑賞の時間には、園児一人ひとりに、発表や感想を交換する機会をつくり、コミュニケーション能力を育みます。また、運動能力の向上と基礎体力づくりを目標になんば体操クラブの専門指導員によるカリキュラムを展開しています。また、海外の文化にも親しむために外国人講師のよる英会話や海外の子どもの文化に親しむ企画を進めています。

(3) 送迎

当園は駐車場がありませんので、車を利用される方は近隣のパーキングを利用してください。自転車を利用される方は、船場メディカルビル西通用門の駐輪スペースに駐輪してください。（駐輪は送迎時のみ利用できます）

6 職員の職種、員数及び職務内容（栄養士については別掲） 2023年4月1日現在予定

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をつかさどる。	24	19	5	
調理員	園児に食事の提供をする。	4	3	1	栄養士と兼務（3）
看護師	園児の健康管理	1	1		
事務員	園長を助け、園の事務処理、保育補助を行う。	1	1	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（2012年3月30日大阪市条例第49条。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：15～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：15～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：15～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務員	正規の勤務時間帯（7：15～19：30）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。
職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労時の理由により保育が必要な場合は、7時半から8時まで又は16時から19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法自園調理

(2) 食事の提供を行う日 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食（牛乳）	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	午前間食は年度途中まで
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応メニュー有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3		

当園は、大阪市のアレルギー対応等栄養士配置事業に協力参加をしています。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきますが、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の公布により、3歳児クラス～5歳児クラスのお子様及び住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスのお子様については、保育料が無償化となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料の無償化により、別表（10、11ページ）に掲げる費用の負担をお願い致します。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

1.2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 うえだ小児科
医院長名	植田 香子
所在地	大阪市西区立売堀 1-5-13
電話番号	06-6586-6838

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人福寿会 かねむら歯科医院
医院長名	金村 福寿
所在地	大阪市生野区巽北 2 丁目 17 番 15 号
電話番号	06-6752-8148

また、以下の医療機関に協力医の締結をしています。 船場森野クリニック
中央区南久宝寺町 2-1-9 船場メディアビル 3 階

(06-6267-6601) 春次医院 中央区博労町 2-6-1
(06-6245-1251)

OBP デンタルクリニック 中央区城見 2-1-61 (06-6949-1115)

たかはら歯科医院 中央区博労町 1-9-12 (06-6267-8341)

1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病気やけが等の緊急事態が発生した場合には、厚生労働省の指導・緊急時における救急マニュアルに従って迅速な対応をすすめます。

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、危機管理マニュアルにより対応致します。
防火設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報等 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待防止法に関連して、当園では以下の措置を講じています。

- (1) 年1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口、並びに第三者委員を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 辻 真奈美（主任） ・ご利用時間 7：30～19：30 ・電話番号 06-4964-0717・FAX 06-4964-0710 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	森野 高晴	電話番号 06-6267-6601
		役職・肩書等 船場森野クリニック 院長
	高原 正好	電話番号 06-6267-8341
		役職・肩書等 たかはら歯科医院 院長
	松田 邦弘	電話番号 06-6267-8341
		役職・肩書等 民生委員・児童委員・自治会長

子育て支援活動の一環として、仕事と家庭、育児などワークライフバランスのご相談窓口を、保護者並びに市民対象に開設しています。ご相談はご利用相談窓口でお申し込みいただけます。プライバシーは守られています。

19 利用者に対する保険の種類・保険内容・負担料当園では、以下の保険（運営費を国・保育所・保護者で負担）に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容	保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、保険契約の範囲内でその治療費や見舞金の支給を行います。
負担額	一部負担金として年額300円を徴収します。（毎年6月頃）

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2023年度	2024年度	2025年度
0歳児	9人	6人	6人

1歳児	18人	18人	18人
2歳児	18人	17人	18人
3歳児	18人	18人	15人
4歳児	18人	18人	17人
5歳児	15人	17人	18人
計	96人	94人	92人

2.1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2024年度受審	公表済
自己評価の実施状況	2025年度なし	

2.2 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・告示された旨

なし

2.3 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

<別表> 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費（3歳児クラス～5歳児クラス）	主食代副食代	月額月 2,000円 額 5,000円

オムツ (1歳未満) (1歳以上)	布オムツレンタル	月額月 3,300円 額 2,960円
オムツカバー	レンタル	月額 1,400円
トレーニングパンツ	レンタル	月額 1,400円
カラー帽子 (クラスごと色別)	通園・散歩等園外で使用	980円
カラー帽子 S.Lサイズ (色別)	通園・散歩等園外で使用	1,130円
体操服	制服	2,200円
体操ズボン	制服	2,100円
体操服 (長袖)	自由購入	2,750円
体操ズボン (長ズボン)	自由購入	2,900円
スモック	制服・遊び制作等で着用	2,800円
スタジアムジャンパー	制服	14,500円
通園リュック (3歳児クラス以上)	通園時使用	7,260円
絵本代 (2歳児クラス以上)		月額 500円前後
音楽用品全般	鍵盤ハーモニカ (ヤマハ)	6,200円
工作・絵画用品全般	粘土・自由画帳 等	450円・350円・等
証明書類関係	保護者証・氏名印 等	150円・250円・等
その他、園使用用品全般	連絡ノート・出席ノート	280円・260円・等
園外保育諸費 (行事参加費)		随時交通費・入場料等実費 (地下鉄代100円等・入場料400円等) 貸し切りバス利用 1人当たり1000円～3000円 (明細提示します。)
災害共済掛金	スポーツ振興センター	年額 300円 (毎年6月頃ご請求)

<p>特別保育関連費 (保護者のみなさまから参加同意書を提出して頂きます。)</p>	<p>教育、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。下記特別保育については、在園児の保護者に参加の意思を示した、同意書を提出していただきます。 2025 年度契約金額に基づいた特別保育等の費用、金額については下記です。 <u>モンテッソーリ教育講師料</u> 年間 244, 200 円 <u>モンテッソーリ教材費年間</u> 300, 000 円 <u>体操教室講座料</u></p>	<p>月額 2, 000 円</p>
	<p><u>年間 660, 000 円臨床美術講座料</u> <u>年間 740, 640 円英会話教室</u> <u>年間 185, 000 円</u> <u>合計 2, 129, 840 円の経費 および</u> <u>動画配信契約</u> <u>年間=78, 000 円お誕生日カード代</u> <u>500 円/1 名につき</u> <u>クリスマスプレゼント代</u> <u>500 円/1 名につき</u> <u>運動会景品代</u> <u>500 円/1 名につき卒園アルバム代等</u> <u>500 円/1 名につき</u> の経費を、在園児 1 名につき月額 2, 000 円を徴収させていただきます。不足分は園から補てんさせていただきます。</p>	

2026 年度より、用品価格等 2026 年 4 月 1 日以降ご注文の用品等価格は上記になります。

※欠品等の事情で商品の差替えや消費税の改定が行われた場合、価格の変動が予想されます。
☆給食費=3 歳児クラス以上保育料無償化に伴い副食費を保育園に納めていただくことになりました。月額 5, 000 円は厚生労働省子ども家庭庁発の技術的助言として発表されており、当園ではこの技術的助言に沿って副食費 5, 000 円と従来からの主食費 2, 000 円を合わせて月額 7, 000 円を 3 歳児クラスからご負担いただきます

2 時間外保育に係る利用者負担時間外保育事業に係る利用者負担については、下記の要領となり、前年どおりです。

延長保育料＝延長保育申請の上、承認書発行の方（18：31～19：30）
月額 2,900 円

延長保育緊急利用＝未申請で勤務時間などの都合で緊急利用の場合。

短時間保育は 07：30～07：59・16：01～ 標準保育は、18：
31～19：30 の時間帯で
15 分毎 500 円 の料金が発生します。

超過保育料＝（月～金 19：31 以降）（土 18：31 以降）
10 分毎 1,000 円 の料金が発生します。